

能代七夕「天空の不夜城」デジタル技術導入委託業務公開型プロポーザル仕様書

1 目的

能代市の観光イベントである「天空の不夜城」は、初運行から10年以上経過し、灯籠の老朽化への対応や人手確保、保管場所の確保等、さまざまな課題を抱えている。こうした中、市が設置した能代七夕「天空の不夜城」在り方検討会からは、「デジタル技術の導入は人手不足解消や保管場所の確保のみならず、イベントのPRや集客に繋げるための新たな魅せ方という点でも有効な方策となり得る」とし、早期の導入とノウハウの蓄積が求められている。本業務は、デジタル技術の活用により、天空の不夜城の魅力向上を図るとともに、能代市へ観光意欲を高め、誘客促進へとつなげることで、観光消費、交流人口の拡大等により地域活性化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、能代七夕「天空の不夜城」デジタル技術導入委託業務に適用する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託内容

※ 委託内容については現時点のものであり、変更がありうるものとする。

(1) デジタル映像コンテンツの制作及び投影機材の提供

① 概要

デジタル映像コンテンツは、イベント当日に運用するものであり、全国的に観光分野での例が少なく、斬新でインパクトがあり、天空の不夜城の高付加価値化や長年の課題である空白時間の解消に資するものとする。

(活用例)・灯籠等を巨大な3D映像で投影する。

・壁面または路上等にデジタル映像を投影し観覧できる。

② 規格

ア 品 名	「天空の不夜城」デジタルコンテンツ
イ 品 数	一式
ウ 音データ	映像の効果を拡大させるために必要と認められる場合は、ナレーション、効果音、音楽等の音データも制作すること。
エ 所有形態	成果品の所有権は投影機材も含めて市に属する。

③ コンテンツ制作に使用する映像等の選定、取材

ア 使用する映像等の選定にあたっては、天空の不夜城の魅力や課題に着目し、受注者がこれまで培ってきた実績と経験を基に、成果品に反映させること。

イ 受注者が本年開催される天空の不夜城を現地取材すること。

④ コンテンツの編集・デザイン

取材等に基づきコンテンツの原案を作成し、市と調整して内容を決定すること。

⑤ その他

ア 画像、情報等を使用する場合は、原則、市所有と受注者取材等によるものを使用する。第三者が所有する画像、情報等を使用する場合、受注者が当該第三者と調整したうえで、受注者が準備する。

イ コピーライトの表示については、受注者が市と調整する。

ウ 有償画像やイラスト、人物などを使用する場合、受注者が負担し、調整する。

エ 市に別途媒体使用料等の負担が生じるものは不可とする。

オ 企画、編集、制作者として受注者のクレジット記載を希望する場合、原案作成時に市へ申し出ること。

カ 映像に実在の人物が写る場合、必ず当該人物から了承を得ること。

(2) コンテンツの納品

成果品については、能代市観光振興課へ納品する。

① 電子データ：一式（メール等可）

② 機材：一式（取扱説明書含む）

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

① 受注者は、本業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

② 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により市の承認を得なければならない。

③ 市は、前項の書面の提出があった場合において、その内容を不相当と認めるときは、受注者に対し変更を求めることができる。

(2) 成果品の著作権

① 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は全て市に帰属することとする。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

② 成果品について、市及び受注者は、ホームページ等で実績を公表し、プロモーションする。

(3) 業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守しなければならない。